

## 神奈川県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準

### (目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の21第1項及び地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第52条第1項の規定に基づき、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第3号に規定する障害者支援施設等に準ずる者（以下「準ずる者」という。）の認定を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (認定基準)

第2条 準ずる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 障害者の自立の促進、就労機会の確保及び工賃の向上を目的に、相当数の国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）第2条第2項第1号及び第2号に規定する障害者就労施設に対して、既に受注業務のあっせん又は仲介等の共同受注窓口業務を行っている事業所であること。
- (2) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）（以下「障害者優先調達推進法施行令」という。）第1条第1号に規定する子会社の事業所であること。
- (3) 障害者優先調達推進法施行令第1条第2号に規定する事業所であること。
- (4) 障害者優先調達推進法第2条第3項に規定する在宅就業障害者であること。
- (5) 障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する在宅就業支援団体であること。

2 前項第1号、第2号及び第3号の事業所並びに第5号の在宅就業支援団体は、県内に所在するものとし、第4号の在宅就業障害者は、県内で業務を行うものとする。

3 準ずる者は、次の各号に定める要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (2) 法令等に違反していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員に該当していないこと。
- (4) 税を滞納していないこと。

### (認定の申請)

第3条 準ずる者として認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、別に定める必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (認定)

第4条 知事は、前条の規定による認定申請書の提出があったときは、地方自治法施行規則第12条の2の21第3項及び地方公営企業法施行規則第52条第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を

決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、準ずる者として認定をしたときは認定通知書（様式第2号）により、認定しないこととしたときは非該当通知書（様式第3号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

3 知事は、第2条の規定に該当することを確認するに当たり、必要と認めるときは、当該申請者を訪問し、聴き取り等の実態調査を行うことができる。

#### （準ずる者の公表）

第5条 知事は、前条第2項の認定を受けた者について、名簿を作成し公表するものとする。

#### （認定事項の変更）

第6条 準ずる者の認定を受けた者が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに変更届（様式第4号）により、知事に届け出なければならない。

#### （認定の辞退）

第7条 準ずる者の認定を受けた者が、認定を辞退するときは、辞退届（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、その旨を公表するものとする。

#### （認定の取消し）

第8条 知事は、準ずる者としての認定を受けた後に、第2条の規定に該当しないと思料されるときは、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、準ずる者の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消し通知書（様式第6号）により、当該準ずる者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

#### （報告）

第9条 知事から報告の求めがあったときは、準ずる者は必要な事項を知事に報告しなければならない。

#### （庶務）

第10条 この基準に関する事務は、福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において処理する。ただし、第2条第1項第2号から第5号までに該当するものに係る事務については、産業労働局労働部雇用労政課において処理する。

2 第4条に規定する認定手続きは、原則として年1回実施する。

#### （その他）

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この基準は、平成26年11月19日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和8年4月1日から施行する。